

(提案 1)

科学者に関する国際人権問題委員会運営要綱（案）

平成 26 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 科学者に関する国際人権問題委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく幹事会の議決により置かれる委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は、科学者に関する国際的な人権状況及び問題に関する事項を審議する。

（組織）

第 3 委員会は、会長及び副会長 2 名（日本学術会議会則第 5 条第 1 号担当及び同条第 3 号担当）、第一部の 3 名（うち 1 名は役員とする。）の会員及び第二部、第三部の各 2 名（うち 1 名は役員とする。）の会員並びに会員又は連携会員若干名をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（国際業務担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

幹事会附置委員会の設置について

委員会名： 科学者に関する国際人権問題委員会 _____

1	委員の構成	会長及び副会長2名（日本学術会議会則第5条第1号担当及び同条第3号担当）、第一部の3名（うち1名は役員とする。）の会員及び第二部・第三部の各2名（うち1名は役員とする。）の会員並びに会員又は連携会員若干名
2	設置目的	本委員会では、国際人権ネットワークへの対応について、委員会の役割、仕組み、意思の決定方法等について明確な運営方法を整備し、人権問題について、日本学術会議としてどこまで対応すべきなのかを慎重に検討することを含み、科学者に関する国際的な人権状況及び問題に関する事項を審議することを設置目的とする。
3	審議事項	科学者に関する国際的な人権状況及び問題に関すること
4	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～平成29年9月30日 常設
5	備考	※新規設置

東日本大震災復興支援委員会運営要綱（案）

平成 26 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第1 東日本大震災復興支援委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第16条第1項に基づく幹事会の議決により置かれる委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第2 委員会は、東日本大震災からの復興及び福島第一原子力発電所事故への対応に関する事項などを審議する。

（組織）

第3 委員会は、会長、副会長、各部の役員及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成29年9月30日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

幹事会附置委員会の設置について

委員会名：東日本大震災復興支援委員会

1	委員の構成	会長、副会長、各部の役員及び会員又は連携会員若干名
2	設置目的	日本学術会議は、第 21 期に設置された東日本大震災対策委員会及び第 22 期に設置された東日本大震災復興支援委員会並びに分野別委員会等において、東日本大震災（東京電力福島第一原子力発電所の事故及びそれによる被害を含む。）に関する審議を行い、多くの提言（緊急提言を含む。）、報告等を発出してきた。 しかし、東日本大震災からの復興は、未だ途上にあり多くの困難を抱えている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の最終処理の終了に至るまで、数十年にも渡る時間を要することが予想される。 そこで日本学術会議は、引き続きこれらの東日本大震災に関する様々な問題の解決に向けて、政府や社会への的確な助言、提言を行うとともに、市民への適切な説明を行うために必要な審議を行うことを目的として、今期も東日本大震災復興支援委員会を設置する。
3	審議事項	以下の事項について、必要な審議を行う。 ○東日本大震災からの復興 ○福島第一原子力発電所事故への対応 ○その他東日本大震災に関する審議（日本学術会議が既に設置している委員会等の審議事項に関するものを除く。）
4	設置期間	時限設置 平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日 常設
5	備考	※新規設置

東日本大震災に係る学術調査検討委員会運営要綱（案）

〔平成 26 年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第1 東日本大震災に係る学術調査検討委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく幹事会の議決により置かれる委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第2 委員会は、東日本大震災における学術調査の動向、内容等について把握し、その結果について、必要な審議を行う。

（組織）

第3 委員会は、会長の指名する副会長、会員及び連携会員若干名をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

幹事会附置委員会の設置について

委員会名：東日本大震災に係る学術調査検討委員会

1	委員の構成	会長の指名する副会長、会員及び連携会員若干名
2	設置目的	東日本大震災(東京電力福島第一原子力発電所の事故及びそれによる被害を含む。)に関しては、多くの学協会や大学、研究開発型独立行政法人が、声明や提言の発表、学術調査、ボランティアの派遣、研究テーマとしての取組みなど、様々な活動を実施してきた。 この点について、前期、文部科学省研究振興局長からの審議依頼等を受け、提言「東日本大震災に係る学術調査－課題と今後について－」を取りまとめ公表したところである。 今期は、さらに研究者レベルでの学術調査の実態把握とその在り方等について審議を行うため、引き続き本委員会を設置する。
3	審議事項	以下の事項について、把握し、必要な審議を行った上で、取りまとめる。 ○東日本大震災に関して行われた学術調査の動向、内容等 ○今後、行われる予定の学術調査に関する情報収集 なお、今期は主として研究者レベルでの学術調査を対象とすることとしたい。
4	設置期間	時限設置 平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日 常設
5	備考	※新規設置

原子力利用の将来像についての検討委員会運営要綱(案)

平成 26 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

(設置)

第1 原子力利用の将来像についての検討委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第16条第1項に基づく幹事会の議決により置かれる委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第2 委員会は、原子力発電を含む原子力の平和利用に対する現在の考え方を総括し、現代的課題について学術的観点から審議する。

(組織)

第3 委員会は、会長、副会長、各部の部長及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成29年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

幹事会附置委員会の設置について

委員会名：原子力利用の将来像についての検討委員会

1	委員の構成	会長、副会長、各部長及び会員又は連携会員若干名
2	設置目的	平成 23 年 3 月、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、福島県民をはじめ多くの国民は我が国の原子力政策のあり方に疑問を持つようになった。日本学術会議は、原子力利用の 3 原則として民主・自主・公開を昭和 29 年に提起するなど、原子力に関連する多くの意思の表出を行い原子力の平和利用推進に深く関わってきた。しかし、近年は原子力利用に関する意思の表出は少ない。 このような状況の下、日本学術会議は、第 22 期に原子力利用の将来像についての検討委員会を設置して以下の検討を行い、このうち B については分科会より提言を発出したところである。A を中心に更に議論を進めるため、今期も本委員会を設置し、原子力平和利用の安全性を中心とした検討を行い、日本学術会議としての歴史を踏まえた、原子力発電、そして原子力の平和利用に対する現在の考え方を総括するとともに、これらの課題に対する学術的観点からの検討結果を国民ならびに世界に対して示す。 A. 原子力発電の安全性の検討 A-1. 事故は起こりうるという前提に立った原子力発電所の安全管理（体制並びに基準）の評価 A-2. 新設あるいは定期点検原発再稼動に関わる安全基準とその実現可能性 A-3 重大事故なしという「神話」に立たない原子力発電所の社会的費用便益 A-4 他国における原子力安全対策及び原子力発電に関わる政府の方針 B. 原子力発電以外の原子力の平和利用の展望と安全性及び国民世論との関係の検討
3	審議事項	原子力発電を含む原子力の平和利用に関する、安全性を中心とした学術的観点からの検討、原子力利用の将来像に対する考え方及び国民世論との関係の総括
4	設置期間	時限設置 平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日 常設
5	備考	※新規設置

大学教育の分野別質保証委員会運営要綱（案）

平成 26 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第1 大学教育の分野別質保証委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第16条第1項に基づく幹事会の議決により置かれる委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第2 委員会は、大学教育の分野別質保証に資するため、各分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。

（組織）

第3 委員会は、会長、副会長、各部の役員及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成29年9月30日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

幹事会附置委員会の設置について

委員会名： 大学教育の分野別質保証委員会

1	委員の構成	委員会は、会長、副会長、各部の役員及び会員又は連携会員若干名				
2	設置目的	日本学術会議は、平成 20 年 5 月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」を受けたことから、平成 22 年 7 月に「回答大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ文科省に手交した。 その後、上記回答で述べた分野別の教育課程編成上の参照基準の作成等に着手してきた。 こうした実績を踏まえて、平成 24 年 8 月に文部科学省高等教育局長から再び「分野別の教育課程編成上の参照基準の審議について」と題する審議依頼を受けた。 第 23 期においても、引き続き参照基準の作成等に関する学術会議の取り組みを図っていく必要があるため設置を求めるものである。				
3	審議事項	大学教育の分野別質保証に資するため、各分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。				
4	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td><td>平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日	常設	
時限設置	平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日					
常設						
5	備考	※新規設置				

フューチャー・アースの推進に関する委員会運営要綱(案)

平成 26 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

(設置)

第1 フューチャー・アースの推進に関する委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第16条第1項に基づく幹事会の議決により置かれる委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第2 委員会は、フューチャー・アースの推進に資するため、関連する諸問題を整理し、審議するとともに、関連機関・組織との連携を図る。

(組織)

第3 委員会は、25名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成29年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

幹事会附置委員会の設置について

委員会名： フューチャー・アースの推進に関する委員会

1	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
2	設置目的	フューチャー・アース（Future Earth：以下、「FE」という。）は、今までの国際的な環境関連研究計画の反省に基づき、研究計画の企画・立案から推進、社会への適応・展開、評価に至るまで、教育・研究機関、国・自治体、産業界、市民社会、研究助成機関といったステーク・ホルダーが協働して実施する持続可能な地球環境に寄与する実践的な研究イニシアティブである。 我が国の学术界が FE の理念に沿った研究等を進めるためには、ステーク・ホルダーとの協働が必須であるが、その協働に向けて日本がリードできる研究等を企画することが重要である。 さらに、平成 26 年 7 月、FE の恒久国際事務局を担う組織として、日本（日本学術会議を代表とするコンソーシアム）も加わった 5 ヶ国による分散型連携事務局連合が選ばれ、アジア地域事務局も日本（京都・総合地球環境学研究所）が選ばれた。 これらを踏まえ、FE は人文・社会科学、生命科学、理学・工学・農学等の有機的な連携が重要であることに鑑み、幹事会の下に第 23 期も引き続き本委員会を設置し、FE への具体的な取り組み等を検討することとする。
	審議事項	○FE の推進に関連する諸課題の整理・審議 ○関連する研究者、プロジェクト、研究機関・組織との連携 ○FE の国際事務局や国際科学委員会等との連携 ○国内のステークス・ホルダーを含めた日本学術会議外の体制・組織との連携の進め方
4	設置期間	時限設置 平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日 常設
5	備考	※新規設置 国内アカデミア間の連携を図るため、関係する研究機関・組織を代表する者を若干名含めることとする。

(提案 7)

学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会運営要綱（案）

平成 26 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく幹事会の議決により置かれる委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は、学術の振興の観点から見た第 5 期科学技術基本計画のあり方等に関する事項を審議する。

（組織）

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の役員 2 名及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 28 年 4 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

幹事会附置委員会の設置について

委員会名：学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会

1	委員の構成	会長、副会長、各部の役員2名及び会員又は連携会員若干名
2	設置目的	現行の科学技術基本計画（第4期）は平成23年度～平成27年度を計画期間としている。その中では、科学技術分野全般の施策のあり方を論ずるとともに、重点を置くべき分野を取り上げて、我が国の科学技術政策の進むべき方向を示している。同時に、基礎的研究や人材育成といった、科学技術の基盤を支えるべき領域についてもその重要性を指摘している。計画期間のゴールに差し掛かってきたため、第5期の計画作成に向けた審議が、総合科学技術会議を中心に行われる見通しとなっている。科学技術政策と、学術振興の密接不可分の関係に鑑みて、日本学術会議が第5期科学技術基本計画の作成に対応して、学術の観点から意見を述べることは「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」というその職務を遂行する上で重要である。本委員会では、このような認識から、以下の諸点に関する審議を行い、適切な時期に成果を発表する。 ①学術の振興の観点から見た第5期科学技術基本計画のあり方について ②第5期科学技術基本計画が示すべき基礎研究や人材育成のあり方について ③その他学術の振興の観点から科学技術基本計画が含むべき事項について
3	審議事項	学術の振興の観点から見た第5期科学技術基本計画のあり方等に関すること
4	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～平成28年4月30日 常設
5	備考	※新規設置

(提案8)

分野別委員会運営要綱(平成26年8月28日日本学術会議第199回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
哲学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	哲学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	哲学委員会哲学分野の参照基準検討分科会	哲学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	12名以内の会員又は連携会員	設置期間:平成26年10月3日～平成29年9月30日		(新規設置)			
心理学・教育学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	心理学・教育学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	心理学・教育学委員会教育学分野の参照基準検討分科会	教育学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間:平成26年10月3日～平成29年9月30日		(新規設置)			
社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会	社会福祉学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間:平成26年10月3日～平成29年9月30日		(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	法学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	法学委員会ジェンダー法分科会	1. ジェンダー法学教育・ジェンダー法研究者育成の課題 2. ジェンダー法研究方法論の検討 3. 学術分野とジェンダーなどに係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間:平成26年10月3日～平成29年9月30日		(新規設置)			
経営学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	経営学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	経営学委員会経営学大学院教育のあり方検討分科会	経営学分野の大学院教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	10名以内の会員又は連携会員	設置期間:平成26年10月3日～平成29年9月30日		(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

農学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	農学委員会・食料科学委員会合同農学分野の参照基準検討分科会	農学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日
食料科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	農学委員会・食料科学委員会合同農学分野の参照基準検討分科会	農学委員会に記載	農学委員会に記載	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日
基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎医学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同医学分野の参照基準検討分科会	臨床医学委員会に記載	臨床医学委員会に記載	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日
臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同生活習慣病対策分科会	健康・生活科学委員会に記載	健康・生活科学委員会に記載	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日
	基礎医学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同医学分野の参照基準検討分科会	医学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日
歯学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	歯学委員会歯学教育分科会	1. 臨床基礎実習、臨床実習、並びに関連医学教育の配分等、歯学教育カリキュラムのあり方 2. 卒後臨床研修との関係 3. 歯学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日

農学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
食料科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			
薬学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			

健康・生活科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同生活習慣病対策分科会	1. ガンを含む生活習慣病発症に対する生活習慣・環境及び遺伝素因の影響、さらにそれらの相互作用 2. 生活習慣病発症予防のための具体的な生活習慣改善方策に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日
	基礎医学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同医学分野の参照基準検討分科会	臨床医学委員会に記載	臨床医学委員会に記載	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日
薬学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	薬学委員会薬学教育分科会	1. 我が国の薬学における創薬力及び育薬学を高めるため、6年制及び4年制薬学学部教育及びそれぞれに基礎を置く大学院教育が現在直面している諸問題 2. 薬学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日
	薬学委員会チーム医療における薬剤師の職能とキャリアパス分科会	高度化した医療、また変化の激しい社会・産業構造のもとで、化学を基盤に薬物治療を通じて医療に貢献する薬剤師の高度かつ新しい職能のあり方と、高度な職能を持つ薬剤師の育成に向けたキャリアパス制度の整備の方策に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成26年10月3日～平成29年9月30日

健康・生活科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			
薬学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			

環境学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画(IGBP)、気候変動国際共同研究計画(WCRP)及び生物多様性科学国際共同研究計画(DIVERSITAS)への対応に関すること	40名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成26年10月3日～平成29年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地球惑星科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	設置期間: 平成26年10月3日～平成29年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
化学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	化学委員会化学分野の参照基準検討分科会	化学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	12名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成26年10月3日～平成29年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
電気電子工学委	(略)	(略)	(略)	(略)
	電気電子工学委員会電気電子工学分野の参照基準検討分科会	電気電子工学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成26年10月3日～平成29年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
材料工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	材料工学委員会材料の循環使用検討分科会	1. 素材供給における資源問題とその製造におけるCO2発生問題の関係 2. 素材に関する国内、海外を含めたマテリアルフローの世界標準化に関する問題点 3. 素材戦略シミュレーター実現に向けての課題の整理とその学術的意義のアピールに係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成26年10月3日～平成29年9月30日

環境学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地球惑星科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
化学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
電気電子工学委	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
材料工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			

附 則
この決定は、決定の日から施行する。

哲学委員会分科会の設置について

分科会等名：哲学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	哲学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は、平成24年8月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別の教育課程編成上の審議について」を受けたことから、同年12月に幹事会付置委員会「大学教育の分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的な内容については、関連する分野別委員会において審議を行うこととしたことから、哲学委員会はその審議のために、「哲学分野の参照基準検討分科会」を設置する。
4	審議事項	大学教育の分野別質保証に資するため、哲学分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会名：教育学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	学士課程の質保証のための教育学分野における教育課程編成上の参照基準を審議する分科会である。 教育学分野の学士課程は、大別して（１）教養教育の一環としての教育学教育、（２）教員養成を目的とする教育学教育、（３）教育学それ自体の専門教育の三つの性格において教育されている。 本分科会は、学士課程における教育学教育の質保証のために、上記３領域の教育課程編成上の参照基準について審議することを目的とする。
4	審議事項	１． 教養教育としての教育学教育の参照基準についての審議 ２． 教員養成における教育学教育の参照基準についての審議 ３． 教育学の専門教育の参照基準についての審議
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～29年9月30 常設
6	備考	※新規設置

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会福祉学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	社会学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は、平成24年8月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別の教育課程編成上の審議について」を受けたことから、同年12月に幹事会付置委員会「大学教育の分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的な内容については、関連する分野別委員会において審議を行うこととしたことから、社会学委員会はその審議のために、「社会福祉学分野の参照基準検討分科会」を設置する。
4	審議事項	大学教育の分野別質保証に資するため、社会福祉学分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～29年9月30日
		常設
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： ジェンダー法分科会

1	所属委員会名	法学委員会				
2	委員の構成	15名以内の会員または連携会員				
3	設置目的	ジェンダー法学会等を中心とした活動により、法学分野の諸課題のジェンダー視点による再検討が進められてきたが、なお、課題は多い。とくに、ジェンダー法研究者の育成やジェンダー法学教育のあり方については、いっそうの検討が必要とされている。日本学術会議では、第一部を中心に領域横断的な「ジェンダー研究分科会」（仮称）の設置が予定されており、それと連携して活動するためにも、ジェンダー法分科会を設置して法学の観点からこの問題を検討していくことが必要である。				
4	審議事項	1. ジェンダー法学教育・ジェンダー法研究者育成の課題 2. ジェンダー法研究方法論の検討 3. 学術分野とジェンダー などに係る審議に関すること				
5	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td><td>平成26年10月3日～平成29年9月30日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成26年10月3日～平成29年9月30日	常設	
時限設置	平成26年10月3日～平成29年9月30日					
常設						
6	備考	※新規設置				

経営学委員会分科会の設置について

分科会等名：経営学大学院教育のあり方検討分科会

1	所属委員会名	経営学委員会				
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員				
3	設置目的	近年わが国では、欧米に習い学士教育を修了した学生が社会で実務を経験した後、経営学修士（ビジネススクール）へ再入学するケースが増えており、これに伴い経営専門職大学院の設置が増加している。このことから、従来型の修士課程における経営学教育はもとより経営専門職大学をも含めた、「経営学大学院修士課程」における教育の質を保証する為に、経営学修士が最低限どのような知識、思考様式と実践力を修得しておくべきかの基準を明確にする必要がある。社会科学の中でも経済学、法学、政治学などと区別された経営学独自の知識体系や思考様式を明確にした上で、同時に、情報技術の普及や学生の生活様式の変化の中で、それらを経営関連分野の教育にいかに取り込むかを検討し、修士課程にふさわしい具体的な教育課程及び教育方法を開発する必要がある。なお、検討過程においては、教育界、産業界、行政などとも協力し、また工学や数学など経営と関わる広い分野の研究者との意見交換を意図している。ちなみに、経営学委員会では、平成24年8月に「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準・経営学分野」をとりまとめ、また同提言を取り纏める以前の平成22年4月から「経営学教育の在り方検討分科会」を設置し、経営学の専門分野においてどのような基本的知識・能力・技能を修得しておくべきかを検討してきた。本分科会はこれまでの学士教育における検討内容を踏まえた上で、経営学修士課程として社会的にも認知される質の保証をどのように具体化すべきかを検討し提言をまとめるものである。				
4	審議事項	1 経営学、経営技術、経営情報学士、経営数学などの経営学関連諸修士課程ではそれぞれの専門分野においてどのような基本的知識・能力・技能を修得しておくべきかをまとめる。 2. 経営学関連諸修士課程ではその固有の分野の考え方と、それらを融合した考え方をどのようにに体得しておくべきかをまとめる。 3. 経営学関連諸修士課程において修得すべき知識と思考様式および技能などの実践的力量を教育するためにどのような教育課程及び教育方法があるかをまとめる。				
5	設置期間	<table><tr><td>時限設置</td><td>平成26年10月3日～平成29年9月30日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成26年10月3日～平成29年9月30日	常設	
時限設置	平成26年10月3日～平成29年9月30日					
常設						
6	備考	※新規設置				

農学委員会・食料科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：農学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会 に○印をつける)	○農学委員会 食料科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会は、平成22年7月22日に取りまとめ、同年8月17日に文科省に手交した「回答：大学教育の分野別質保証の在り方について」において、学士課程教育の分野別の質保証のために、各分野の教育課程編成上の参照基準を策定すべきことを述べた。 このことを受けて、農学分野における教育課程編成上の参照基準を検討するため、本分科会を設置するものである。
4	審議事項	農学分野における教育課程編成上の参照基準の検討
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～平成29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

基礎医学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同分科会の設置について

分科会名：医学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印をつける)	基礎医学委員会 ○臨床医学委員会 健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20 名以内の会員又は連携会員
3	設 置 目 的	日本学術会議は、平成 2 4 年 8 月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的内容については関連する分野別委員会で審議するとされているため、関連する 3 委員会（基礎医学委員会、臨床医学委員会、健康・生活科学委員会）合同で「医学分野の参照基準検討分科会」を設置する。
4	審 議 事 項	医学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること。
5	設 置 期 間	時限設置 平成 26 年 10 月 3 日～平成 29 年 9 月 30 日
		常設
6	備 考	※新規設置

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名： 歯学教育分科会

1	所属委員会名	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	今日における我が国の歯学教育は、少子高齢化の急速な進行や健康に対する情報の氾濫などに代表される社会の変化、歯学研究・歯科医療の進展に的確かつ迅速に対応する必要に迫られている。これらの問題について審議するため、第21期において「歯学教育分科会」を設置し、審議を行った。その内容を取りまとめ、「報告」として公表したが、審議期間が短かったため、教育内容やカリキュラム、教育方法などについて十分に審議されていない箇所がある。そこで、本分科会を再度設置し、他分野の教育分科会とも連携し、21世紀の歯科医学及び歯科医療を発展させるのに不可欠な歯科医学教育に関する審議を行うことを目的とする。また、将来の歯科医学を背負う人材の育成も目指すための方策についても検討する。 加えて、大学教育の分野別質保証に資するために、歯学分野における教育課程編成上の参照基準の検討を行う。
4	審議事項	臨床基礎実習、臨床実習、並びに関連医学教育の配分等、歯学教育カリキュラムのあり方について審議する。また、卒後臨床研修との関係についても審議する。 加えて、歯学分野における教育課程編成上の参照基準を検討する。
5	設置期間	期限設置平成26年10月3日～平成29年9月30日
		常設
6	備考	※新規設置

臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名： 生活習慣病対策分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会 ○健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	糖尿病、脂質異常症、高血圧症、さらに、それらの結果として発症する動脈硬化性疾患やガンなどは、わが国の飽食と車社会などに代表されるライフスタイルを基盤にして年々増え続け、医療費高騰の要因になるとともに、患者本人はもとよりその家族や会社への影響も大きく、その予防対策は21世紀最大の社会的課題ともいえる。近年、国は、これらの生活習慣病発症対策として、メタボリックシンドロームの概念を基本として、特定保健指導による発症抑制という枠組みを始めたところである。 疾病対策のためのゲノム解析が医学研究の大きな基盤となってきたが、身近な疾患の多くは遺伝要因だけではなく生活習慣などの後天的要因が発症に大きく関与するため、生活習慣病という疾患概念が確立されている。 生活習慣病発症機序の解明及び対策においては、内科学や、循環器病学のような臨床医学分野、血管生物学、脂肪細胞学、遺伝子学など基礎医学分野はもとより、身体活動科学、栄養学、疫学などを基盤とした健康科学的アプローチなど広い範囲の研究分野を網羅する必要がある。そこで、臨床医学委員会と健康・生活科学委員会が合同で設置する本対策分科会が適切な提言を行うことによって生活習慣病に関する研究推進及び予防対策の実践が期待される。
4	審議事項	1. ガンを含む生活習慣病発症に対する生活習慣・環境及び遺伝素因の影響、さらにそれらの相互作用 2. 生活習慣病発症予防のための具体的な生活習慣改善方策 に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～平成29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名： 薬学教育分科会

1	所属委員会名	薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	医療の高度化に対する社会の要請に対応するため、6年制及び4年制薬学学部教育を基盤とした薬学人養成体系について検討するとともに、創薬研究者・技術者、薬剤師、臨床（育薬）研究者、環境衛生分野や行政で活躍する人材などを含む、魅力ある医療人を育てるための諸方策を推進する。 加えて、大学教育の分野別質保証に資するために、薬学分野における教育課程編成上の参照基準の検討を行う。
4	審議事項	我が国の薬学における創薬力及び育薬力を高めるため、6年制及び4年制薬学学部教育及びそれぞれに基礎を置く大学院教育が現在直面している諸問題に係る審議に関すること。 加えて、薬学分野における教育課程編成上の参照基準を検討する。
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～平成29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名： チーム医療における薬剤師の職能とキャリアパス分科会

1	所属委員会名	薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	6年制学部教育を基盤とする新薬学教育制度により生まれる高度な医療知識と技術を有し医療現場にも精通した薬剤師が、チーム医療を基盤とする将来の医療体制の中で担うべき職能と、キャリア形成のために必要な諸方策について検討を行うと共に、医学等関連分野の研究者と情報交換を行う。
4	審議事項	高度化した医療、また変化の激しい社会・産業構造のもとで、化学を基盤に薬物治療を通じて医療に貢献する薬剤師の高度かつ新しい職能のあり方と、高度な職能を持つ薬剤師の育成に向けたキャリアパス制度の整備の方策に係る審議に関すること。
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～平成29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

環境学委員会・地球惑星科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：IGBP・WCRP・DIVERSITAS 合同分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○環境学委員会 地球惑星科学委員会
2	委員の構成	40名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	ICSU 傘下の地球環境変化研究の国際プログラムである IGBP (International Geosphere Biosphere Programme)、WCRP (World Climate Research Programme) 及び DIVERSITAS (International Programme of Biodiversity Science) は現在、国際的に連携強化が ICSU を中心として進められている。これらの3つのプログラムに関連した国内での活動の連携強化を図るために、合同分科会とする必要がある。なお、この分科会は、環境学委員会との合同として設置する。 それぞれの国際プログラムの邦訳は以下のとおり。 IGBP：地球圏－生物圏国際共同研究計画 WCRP：気候変動国際共同研究計画 DIVERSITAS：生物多様性科学国際協同研究計画
4	審議事項	・ IGBP、WCRP、DIVERSITAS の各プログラムでの日本の研究体制の検討を行う。 ・ 上記3つのプログラムの国際的な連携及びそれに関連した国内関連研究者の連携についての検討を行う。 ・ 地球環境変化研究の国内の全体的な体制についての検討を行う。また、関連する委員会、分科会との連携、協力を必要に応じて進める。
5	設置期間	時限設置 26年10月3日～ 29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：化学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	化学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は、平成24年8月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別の教育課程編成上の審議について」を受けたことから、同年12月に幹事会付置委員会「大学教育の分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的な内容については、関連する分野別委員会において審議を行うこととしたことから、化学委員会はその審議のために、「化学分野の参照基準検討分科会」を設置する。
4	審議事項	大学教育の分野別質保証に資するため、化学分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～29年9月30日
		常設
6	備考	※新規設置

電気電子工学委員会分科会の設置について

分科会等名： 電気電子工学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	電気電子工学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会は、平成22年7月22日に取りまとめ、同年8月17日に文科省に手交した、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」において、学士課程教育の分野別の質保証のために、各分野の教育課程編成上の参照基準を策定すべきことを述べた。 このことを受けて、電気電子工学分野における教育課程編成上の参照基準を検討するため、本分科会を設置するものである。
4	審議事項	電気電子工学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～平成29年9月30日
		常設
6	備考	※ 新規設置

材料工学委員会分科会の設置について

分科会名称：材料の循環使用検討分科会

1	所属委員会名	材料工学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	これまでのようにインフラの設置や輸送機器の製造を何の制限もなく行なうことが現在の地球の容量から許されなくなりつつある。そのために、我々はどのような人工物をどのように製造し、かつ運用しながら、最終的にどのように循環使用できるかを概略把握できるモデルを持つ必要がある。これまでのCO₂排出に関する抑制議論は、国別、あるいは比較的あるセクターに限って議論が行われる傾向が強かった。これでは、もはや経済成長を遂げながら温暖化を抑える手法に限界が近づいている。これらの状態を打破するためには、具体的に将来社会のインフラや輸送機器、その他の工業製品を構成する素材とその供給、循環使用を考慮した素材使用におけるCO₂発生量、コスト等を概算するモデルが必要である。温暖化に関する情報を提供してきた従来のエネルギーモデルでは、素材供給がどのようになされるかがほとんど考慮されていない。将来の社会のグランドデザインを素材供給の立場から行なえるシミュレーションモデルを構築することは、これからの文明を社会のインフラ等をどのように構築するかを示唆することができる大きなツールの一つである。このようなことは、“もの”の流れが非常によく把握されている我が国でこそ実現できるものであり、世界に先駆けて構築し、そのモデルを世界標準として提案することを学術的に意義があることを世界に認識してもらうことを目的とする。
4	審議事項	(1) 素材供給における資源問題とその製造におけるCO₂発生問題の関係 (2) 素材に関する国内、海外を含めたマテリアルフローの世界標準化に関する問題点 (3) 素材戦略シミュレーター実現に向けての課題の整理とその学術的意義のアピール に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 平成26年10月3日～平成29年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

公開シンポジウム「第4回計算力学シンポジウム」の開催について

1. 主 催：日本学術会議総合工学委員会、機械工学委員会、
総合工学委員会・機械工学委員会合同 計算科学シミュレーションと工学
設計分科会
2. 共 催：日本機械学会、日本応用数理学会、日本計算工学会、日本シミュレーショ
ン学会、可視化情報学会、CAE 懇話会、日本計算数理工学会、日本計算力
学連合、アジア太平洋計算力学連合、国際計算力学連合
3. 日 時：平成 26 年 12 月 1 日（月）10:00～18:00
4. 場 所：日本学術会議講堂
5. 分科会の開催：開催予定あり（計算科学シミュレーションと工学設計応用分科会、
同計算力学小委員会合同委員会）
6. 開催趣旨：
我が国を代表する計算力学関連学会が一堂に会し、各学会を代表する若手が最新
の成果を紹介し、同時に来るエクサコンピューティングの時代についての意見や予
想を述べる。また、各講演の後に、講演内容にもとづくディスカッションタイムを
設け、我が国および世界の計算力学の将来に対する展望形成を参加者全員によって
行う。

7. 次 第：

10:00 開会挨拶

矢川 元基*（日本学術会議連携会員、原子力安全研究協会理事長、国際
計算力学連合前会長）

司会：吉村 忍（東京大学大学院工学研究科システム創成学専攻教授）

10:10 「ハミルトン偏微分方程式に対する構造保存型数値解法」

谷口 隆晴（神戸大学大学院システム情報学研究科講師）

10:50 「境界要素法的高速化」

高橋 徹（名古屋大学大学院工学研究科講師）

11 : 30 「大規模フェーズフィールド法による材料組織予測シミュレーション」

高木 知弘（京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科准教授）

12:10～13:40 休憩

司会：小山田耕二*（日本学術会議連携会員、京都大学国際高等教育院教授）

13 : 40 「コンクリートの破壊力学を考慮した損傷モデルの提案とひび割れ進展解析への応用」

車谷 麻緒（茨城大学工学部都市システム工学科准教授）

14 : 20 「繊維強化複合材料に対するマルチスケール非弾性解析手法の開発と応用」

松田 哲也（筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授）

15 : 00～15 : 20 休憩

司会：大島 まり*（日本学術会議連携会員、東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授）

15 : 20 「固定格子を用いた連成解析手法の提案と生体力学問題への適用」

伊井 仁志（大阪大学大学院基礎工学研究科助教）

16 : 00 「折紙の幾何的な制約を考慮した形状設計」

鶴田 直也（筑波大学大学院システム情報工学研究科博士後期課程）

16 : 40 「地球の内部で起こっているマントル対流の数値シミュレーション」

吉田 晶樹（独立行政法人海洋研究開発機構主任研究員）

17 : 20 閉会挨拶

萩原 一郎*（日本学術会議第三部会員、明治大学先端数理科学インスティテュート特任教授）

8. 関係部の承認：第三部承認

（*印は、主催委員会委員）